

別府市文化活動育成・奨励事業補助金交付要綱

制定	平成 1 1 年 4 月 1 日 別府市告示第 2 6 号
改正	平成 1 4 年 4 月 1 日 別府市告示第 6 0 号 平成 1 6 年 4 月 1 日 別府市告示第 1 6 0 号 平成 1 7 年 7 月 1 日 別府市告示第 1 6 3 号 平成 2 0 年 1 0 月 6 日 別府市告示第 2 7 7 号 平成 2 2 年 7 月 1 日 別府市告示第 1 9 9 号 平成 2 4 年 3 月 3 0 日 別府市告示第 1 1 3 号 平成 2 6 年 3 月 3 1 日 別府市告示第 1 2 1 号 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 別府市告示第 1 3 6 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、本市の文化活動の活性化を図り、文化の薫るまちづくりに資するため、予算の範囲内において、本市で文化活動を行っている団体（以下「団体」という。）に対し、別府市文化活動育成・奨励事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、別府市補助金等交付規則（平成 2 年別府市規則第 5 0 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 設立後10年を経過しない団体又は市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校に所属する団体（第3条において「学生団体」という。）であること。
 - (2) 本市で優れた文化活動を年間を通して行っており、構成員の4分の3以上が別府市民である団体で、活動の拠点を別府市に置くものであること。
 - (3) 補助金の交付を受けた後も継続して文化活動を行うと認められる団体であること。
 - (4) 本市においてこの要綱に定める補助金以外の補助金等の交付を受けていない団体であること。
 - (5) 規約等が定められ、自主財源の確保に努めている団体であること。
 - (6) 営利活動、政治活動及び宗教活動を目的としない団体であること。
- （補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 県予選等を経て出場資格を得た九州大会、全国大会、国際大会等で国、都道府県又は市区町村が主催若しくは共催又は後援するものに出場する事業
- (2) 文化活動を広く市民に発表するために別府市内で大会、行事等を主催する事業（過去に3回以上補助金の交付を受けた事業と同一と認められる事業を除く。ただし、学生団体が実施する事業については、この限りではない。）

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号に掲げる補助対象事業にあつては、大会出場者の旅費及び宿泊費とする。ただし、別府市職員等の旅費に関する条例（昭和26年別府市条例第4号）及び別府市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和28年別府市規則第3号）により算出した額を超えることができない。
- (2) 前条第2号に掲げる補助対象事業にあつては、講師等に対する諸謝

金及び旅費並びに使用料又は賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費及び雑役務費とする。

(補助金の額)

第5条 第3条第1号に掲げる補助対象事業に対する補助金の額は、補助対象経費の額(大会の主催者等から補助対象事業の費用の全部又は一部の交付を受けた場合は、補助対象経費から当該交付を受けた額を差し引いて得た額)に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。ただし、その額が300,000円を超える場合は、300,000円とする。

2 第3条第2号に掲げる補助対象事業に対する補助金の額は、補助対象経費の額と当該補助対象事業の総事業費から寄附金その他の収入を差し引いて得た額とを比較して低い方の金額から前事業年度の決算剰余金額に3分の1を乗じて得た額を減じて得た額に3分の1を乗じて得た額(100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を限度とする。

(1) 参加人数(団体の構成員のうち補助対象事業に参加する人数をいう。

ただし、当該補助対象事業が複数日に及ぶ場合は、参加する人数が最も多い日の人数とする。以下同じ。)が20人未満 100,000円

(2) 参加人数が20人以上30人未満 150,000円

(3) 参加人数が30人以上40人未満 200,000円

(4) 参加人数が40人以上50人未満 250,000円

(5) 参加人数が50人以上 300,000円

3 1の団体について、同一年度に第3条第1号に掲げる補助対象事業が複数ある場合は、それぞれの補助対象事業に対して補助金を交付するものとする。ただし、交付する補助金の合算額が300,000円を超える場合は、300,000円を限度とする。

4 1の団体について、同一年度に第3条第2号に掲げる補助対象事業が複数ある場合は、複数ある補助対象事業のうち2の補助対象事業に対して補助金を交付するものとする。ただし、交付する補助金の合算額が300,000円を超える場合は、300,000円を限度とする。

5 1の団体について、同一年度に第3条第1号に掲げる補助対象事業及

び同条第2号に掲げる補助対象事業のいずれもある場合は、それぞれの補助対象事業に対して、前4項の規定に基づき補助金を交付するものとする。ただし、交付する補助金の合算額が300,000円を超える場合は、300,000円を限度とする。

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書(様式第1号)に前事業年度の収支決算書及び活動報告書、役員・会員名簿、規約等、事業計画書、収支予算書、第3条第1号に掲げる補助対象事業の場合は出場を証明する書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長が別に定める期限までに市長に提出しなければならない。ただし、前事業年度の収支決算書及び活動報告書、役員・会員名簿並びに規約等については、市長が添付を不要と認める場合は省くことができる。

(補助金の交付決定の通知)

第7条 市長は、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則第6条に定める補助指令書により、速やかに通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた団体は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに事業実績報告書(様式第2号)に収支決算書、領収書の写し等支払を証明する書類、補助対象事業の実施を証明する写真、新聞記事等その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、事業実績報告書を収受したときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 規則、この要綱又は規則若しくはこの要綱に基づく市長の指示に違

反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(検査)

第11条 市長は、事業の遂行状況及び書類帳簿その他必要物件を実地検査することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (別府市告示第26号)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (別府市告示第60号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (別府市告示第160号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (別府市告示第163号)

1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

2 平成17年4月1日から同年6月30日までに実施された事業については、この要綱を適用する。

附 則 (平成20年10月6日告示第277号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成22年7月1日告示第199号)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

2 改正後の別府市文化活動育成事業補助金交付要綱は、平成22年度予算に係る文化活動育成事業補助金から適用する。

附 則 (平成24年3月30日告示第113号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第121号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2号の規定の適用に当たっては、改正前の別府市文化活動育成事業補助金交付要綱による補助金は、同号の補助金とみなす。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日別府市告示第 136 号）
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。